

9 介護保険事業

介護保険制度は、老後の最大の不安要因ともなっている介護問題に対応するため、高齢者が介護を要する状態になっても、自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から実施されました。

この間の高齢化の進展等に対応するため、平成18年4月から介護予防サービス、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設などの改正が行われました。

また、財源としては、給付と負担の関係が明確な社会保険方式となっています。

横浜市は、保険者として、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定及び保険給付等を行うとともに、横浜市介護保険事業計画に基づいて、介護サービスの基盤整備を進めていきます。

1 被保険者

(平成21年3月31日現在)

| | 第1号被保険者 (65歳以上の方) | 第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方) |
|-------|----------------------|--------------------------------------|
| 被保険者数 | 約70万人 | 約124万人 |

2 要介護認定

介護保険サービスを利用するためには、区役所に申請し、要介護認定を受ける必要があります。区役所では、申請に基づき認定調査を行うとともに、主治医意見書の提出を受け、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会の合議体（審査部会）の審査判定に基づいて認定を行います。認定は、介護の必要度から7段階に区分されます（要支援1・2、要介護1～5）。

第1号被保険者は、原因を問わず認定を経て、要介護と認定された方は介護サービス、要支援と認定された方は介護予防サービスが受けられますが、第2号被保険者は初老期認知症や脳血管疾患など老化に起因する16種類の特定疾病に該当した場合に限り、認定を経て介護（介護予防）サービスが受けられます。

また、認定結果が非該当（自立）となった方は、介護保険のサービスは利用できませんが、横浜市が実施する介護予防のためのサービス等が受けられる場合があります。

(1) 介護認定審査会

ア 合議体数 128

イ 委員数 条例定数 730人以内 (平成21年4月1日現在 676人)

(2) 要介護認定の状況

ア 申請件数

(平成20年4月～平成21年3月)

| | 申請件数 | うち新規申請 |
|-------|----------|---------|
| 要介護認定 | 122,394件 | 33,589件 |

イ 要介護認定者数

①要介護度別内訳 (平成21年3月31日現在) (単位：人)

| 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 7,546 | 19,870 | 11,518 | 23,903 | 18,795 | 14,073 | 12,812 | 108,517 |

②区別認定者数 (平成21年3月31日現在) (単位：人)

| 鶴見 | 神奈川 | 西 | 中 | 南 | 港南 | 保土ヶ谷 | 旭 | 磯子 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 8,066 | 7,157 | 3,163 | 5,240 | 7,918 | 6,582 | 6,848 | 8,345 | 5,693 |
| 金沢 | 港北 | 緑 | 青葉 | 都筑 | 戸塚 | 栄 | 泉 | 瀬谷 |
| 6,983 | 8,031 | 4,657 | 6,501 | 3,580 | 7,331 | 3,537 | 4,772 | 4,113 |

(3) 居宅サービス計画・介護予防サービス計画

在宅サービスを利用する場合、本人の心身の状態や希望等に応じた適切なサービスが受けられるよう、要介護の方は居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼し居宅サービス計画（ケアプラン）を作成、要支援の方は地域包括支援センターの保健師等に依頼し、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

3 保険給付

(1) サービスの種類

| | |
|-----------|--|
| 在宅サービス | ①訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ） ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③訪問看護・介護予防訪問看護 ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ⑤通所介護・介護予防通所介護（デイサービス） ⑥通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ⑦福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与（福祉用具のレンタル）※1 ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホームのショートステイ） ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 （老人保健施設・介護療養型医療施設のショートステイ） ⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 （定員30人以上の有料老人ホーム等） ⑪居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ⑫特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入 ⑬住宅改修費・介護予防住宅改修費 |
| 地域密着型サービス | ①小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） ③認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）※2 ④夜間対応型訪問介護 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の有料老人ホーム等） ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム） |
| 施設サービス | ①介護老人福祉施設（定員30人以上の特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設（老人保健施設） ③介護療養型医療施設（介護保険対象の病院・診療所の療養病床） |

●サービス名に「介護予防」の文字が入っているサービスは、要支援1・2の方が対象です。

※1 ⑦「福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与」では、要介護1、要支援1・2の方は、車イスや特殊寝台などの貸与は一部の場合を除き原則としてできません。

※2 ③「介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」は、要支援1の方は利用できません。

(2) 在宅サービスの利用限度

要介護度に応じた支給限度額が設定されています。

| 要介護度 | 介護予防サービス・在宅サービス 地域密着型サービスの利用限度額 | 福祉用具購入費 の支給限度基準額 | 住宅改修費 の支給限度基準額 |
|------|------------------------------------|---|--|
| 要支援1 | 4,970 単位/月 | 4月から翌年の 3月までの1年間で 10万円 (9万円を限度に払い 戻します) | 現住居につき 20万円 (18万円を限度に 払い戻します) |
| 要支援2 | 10,400 単位/月 | | |
| 要介護1 | 16,580 単位/月 | | |
| 要介護2 | 19,480 単位/月 | | |
| 要介護3 | 26,750 単位/月 | | |
| 要介護4 | 30,600 単位/月 | | |
| 要介護5 | 35,830 単位/月 | | |

※利用限度額の範囲で利用するサービスは、3(1)在宅サービス①～⑨、地域密着型サービス①②④及び③の一部です。

- (3) 施設サービス
施設サービスの場合、各施設類型ごとに、要介護度に応じた介護費用が設定されています。

- (4) 保険給付費の状況

(平成 20 年度決算) (単位：千円)

| 区 分 | 給付費支払額 |
|--------------|-------------|
| 在宅介護サービス費 | 79,091,525 |
| 地域密着型介護サービス費 | 13,640,487 |
| 施設介護サービス費 | 54,093,272 |
| 特定入所者介護サービス費 | 4,469,421 |
| 高額介護サービス費等 | 2,821,104 |
| 計 | 154,115,809 |

※ 保険給付費は、過年度納付保険料償還金を除きます。

- (5) 保険給付費の財源内訳

介護保険給付費(平成 21 年度予算) 175,001 百万円(保険料償還金を除く)
財源内訳 (単位：百万円)

| | | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|---|
| 国 居宅 20% 施設 15% 30,942 | 県 居宅12.5% 施設17.5% 25,933 | 第 2 号保険料 (30%) 52,501 | 第 1 号保険料 (22.34%) 39,095 ※うち基金繰入金 2,549 |
| 調整交付金 (2.66%) 4,655 | 市 (12.5%) 21,875 | | |

※ 給付費準備基金 20 年度末残高見込額のうち約 61 億円を 21～23 年度 3 年間で取り崩し、給付費増に伴う保険料の上昇を抑制

4 利用者の負担

- (1) サービスを利用した場合の自己負担

原則としてかかった費用の 1 割の利用者負担のほか、施設等を利用した場合は、部屋代や食費などの負担があります。

1 割負担が高額になる場合(福祉用具購入費、住宅改修費を除く)は上限額を超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。

部屋代・食費の負担及び高額介護サービス費については、低所得者に配慮されています。

高額介護サービス費及び部屋代・食費の負担限度額

| 利用者負担段階 | 対象者 | 高額介護サービス費支給による自己負担の上限額(月額) | 負担限度額(日額) | | |
|---------|---|----------------------------|-----------|--------------------|------|
| | | | 部屋代 | 食費 | |
| 第1段階 | ・市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方 | 15,000円 | 従来型個室 | (特養等) 320円 | 300円 |
| | | | | (老健・療養等) 490円 | |
| | | | ユニット型準個室 | 490円 | |
| | | | ユニット型個室 | 820円 | |
| | | | 多床室 | 0円 | |
| 第2段階 | ・市民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入の額が80万円以下の方 | 15,000円 | 従来型個室 | (特養等) 420円 | 390円 |
| | | | | (老健・療養等) 490円 | |
| | | | ユニット型準個室 | 490円 | |
| | | | ユニット型個室 | 820円 | |
| | | | 多床室 | 320円 | |
| 第3段階 | ・市民税非課税世帯の方で上記第2段階以外の方 | 24,600円 | 従来型個室 | (特養等) 820円 | 650円 |
| | | | | (老健・療養等) 1,310円 | |
| | | | ユニット型準個室 | 1,310円 | |
| | | | ユニット型個室 | 1,640円 | |
| | | | 多床室 | 320円 | |
| 第4段階 | ・上記以外の方 | 37,200円 | 負担限度額なし | | |

(2) 在宅サービス利用者負担助成

横浜市では独自に、特に所得が低く資産もない方に対し、介護保険サービスの利用料を助成する「横浜市在宅サービス利用者負担助成制度」を平成13年度から実施しています。

在宅サービスの利用者負担額(通常10%)が、次のとおり軽減されます。

なお、利用者負担額が、助成後になお一定額を超える場合は、その超えた分も助成されます。

ア 対象者の要件及び内容

(ア) 介護保険料第1段階で、表1の「資産基準」に該当する方(生活保護を受けている方を除きます)

→ 利用者負担を3%に軽減

(イ) 介護保険料第1段階以外で、表1の「資産基準」及び表2の「収入基準」に該当する方、またはこの助成制度を受けなければ生活保護受給者となる方

→ 利用者負担を5%に軽減

表1 資産基準<次のア、イ両方を満たしている必要があります>

(ア) 世帯全員の現金、預金、有価証券等の額が、

| | |
|-------|----------------------------|
| 単身世帯 | 350万円以下 |
| 複数人世帯 | 350万円に世帯員1人につき100万円を加えた額以下 |

(イ) 居住用の土地(200㎡以下)及び家屋以外の不動産を所有しないこと

表2 収入基準<市民税非課税世帯で次の基準に該当する方>

| | |
|-------|----------------------------|
| 単身世帯 | 150万円以下 |
| 複数人世帯 | 150万円に、世帯員1人につき50万円を加えた額以下 |

イ 助成対象となるサービス

訪問介護・介護予防訪問介護(ホームヘルプ)

| |
|--|
| 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 |
| 訪問看護・介護予防訪問看護 |
| 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション |
| 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス） |
| 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア） |
| 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 |
| 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 |
| 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 |
| 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） |
| 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） （利用期間を定めて行うもの） |
| 夜間対応型訪問介護 |
| 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 |

5 保険料

(1) 第1号被保険者（65歳以上）の保険料

第1号被保険者の保険料は、介護サービスの給付額の見込みに応じて3年ごとに見直すことになっています。

第1号被保険者の保険料は、個人ごとに、前年中の所得等に応じた所得段階別となっています。

横浜市では、国が標準とする6段階方式を本市独自に8段階方式とし、所得の低い方や税制改正に伴い新たに市民税が課税となることで保険料段階が上昇する方の保険料を軽減しています。

高齢・退職年金が年額18万円以上の人は年金から天引きとなり、それ以外の人は口座振替等により、個別に区役所に保険料を納めます。

ア 所得段階別保険料（平成18～20年度）

（単位：円）

| 所得段階 | 対 象 者 | | 基準額×割合 | 保険料額 ()は月額 |
|---------------|---------------------------------|----------------------------------|---|--------------------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 | | 基準額×0.5 | 24,900 (2,075) |
| 第2段階 | 本人が 市民税 非課税 | 同じ世帯に いる方全員 も市民税非 課税 | 本人の「合計所得金額」と「課税年金 収入額」の合計が年間80万円以下の方 上記以外の方 | 24,900 (2,075) |
| 第3段階 | | | | 基準額×0.65 |
| 第4段階 (基準額) | | 同じ世帯に 市民税課税者がいる方 | 基準額×1.0 | 49,800 (4,150) |
| 第5段階 | 本人が 市民税 課税 | 本人の「合計所得金額」が 150万円未満の方 | 基準額×1.1 | 54,780 (4,565) |
| 第6段階 | | 本人の「合計所得金額」が 150万円以上250万円未満の方 | 基準額×1.25 | 62,250 (5,188) |
| 第7段階 | | 本人の「合計所得金額」が 250万円以上700万円未満の方 | 基準額×1.5 | 74,700 (6,225) |
| 第8段階 | | 本人の「合計所得金額」が 700万円以上の方 | 基準額×2.0 | 99,600 (8,300) |

※ 保険料上段は年額、下段（ ）は月額相当

イ 保険料賦課・収納状況

(平成20年度) (単位:円)

| 区分 | 調定額 | 収納額 | 収納率 | 対象被保険者数 | 構成比 |
|-------|----------------|----------------|--------|----------|--------|
| 特別徴収 | 30,469,824,070 | 30,469,824,070 | 100.0% | 581,035人 | 83.8% |
| 普通徴収 | 4,748,795,405 | 4,168,323,060 | 87.8% | 112,034人 | 16.2% |
| 現年度分 | 35,218,619,475 | 34,638,147,130 | 98.4% | 693,069人 | 100.0% |
| 滞納繰越分 | 1,276,707,105 | 118,522,645 | 9.3% | | |
| 計 | 36,495,326,580 | 34,756,669,775 | 95.2% | | |

(2) 第2号被保険者(40歳以上64歳まで)の保険料

第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が、その医療保険に加入する第2号被保険者の数に応じて社会保険診療報酬支払基金に納付する額に基づいて算出します。料率は医療保険ごとに異なりますが、所得に応じたものになります。

2号被保険者の介護分保険料は、加入している医療保険料と一括して徴収され社会保険診療報酬支払基金を通じ、全国の市町村に定率(平成18~20年度は31%)で交付されます。

6 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

この計画は、老人福祉法、老人保健法及び介護保険法に基づき、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。計画は3年ごとに見直しを行うこととされていることから、平成17年度に前計画(計画期間:平成15~16年度)の見直しを行い、平成18~20年度を計画期間とする計画を新たに策定しました。

(1) 介護保険サービスの実施状況

| サービスの種類 | | 20年度実績 | 20年度見込量 | |
|-----------|----------------------|--------|-----------|-----------|
| 在宅サービス | 訪問介護 | 回/年 | 4,324,406 | 4,758,965 |
| | 訪問入浴介護 | 回/年 | 171,691 | 244,632 |
| | 訪問看護 | 回/年 | 534,771 | 588,444 |
| | 訪問リハビリテーション | 回/年 | 36,375 | 18,976 |
| | 通所介護 | 回/年 | 2,162,369 | 1,590,889 |
| | 通所リハビリテーション | 回/年 | 595,079 | 553,103 |
| | 短期入所生活介護 | 日/年 | 546,817 | 474,702 |
| | 短期入所療養介護 | 日/年 | 103,806 | 155,384 |
| | 居宅療養管理指導 | 人/年 | 118,182 | 84,737 |
| | 特定施設入所者生活介護 | 人/年 | 58,051 | 42,310 |
| | 福祉用具貸与 | 人/年 | 288,747 | 313,985 |
| | 特定福祉用具購入 | 人/年 | 10,206 | 8,566 |
| | 住宅改修 | 人/年 | 8,434 | 8,823 |
| | 居宅介護支援 | 人/年 | 707,990 | 981,337 |
| 地域密着型サービス | 夜間対応型訪問介護 | 人/年 | 1,581 | 50,196 |
| | 認知症対応型通所介護 | 回/年 | 85,737 | 58,290 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 回/年 | 5,111 | 36,192 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 人/年 | 45,570 | 42,037 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人/年 | 167 | 216 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人/年 | 196 | 271 |
| 施設サービス | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 人/年 | 110,352 | 111,340 |
| | 介護老人保健施設 | 人/年 | 83,130 | 89,951 |
| | 介護療養型医療施設 | 人/年 | 13,964 | 22,130 |

(注) 「第3期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成18年度～20年度)」による。
 予防サービスの見込量は、在宅サービス及び地域密着型サービスを含む。

(2) 地域支援事業等の実施状況

| 事業等の種類 | | | 20年度実績 | 20年度見込量 | | |
|-----------------------------|-------------|------------------------------------|----------------|---------|-----------|---------|
| 特定高齢者数(対象者数) | | | 人 | 2,873 | 39,033 | |
| 地域包括支援センター | | | か所数 | 121 | 125 | |
| 介護 予 防 事 業 等 | 一般高齢者施策 | 介護予防普及啓発活動 (イベント、講演会、健康教育等) | | 延べ人数 | 43,959 | 57,936 |
| | | 地域介護予防活動支援(関係団体間の連絡会、人材育成のための研修会等) | | 延べ人数 | 5,144 | 8,502 |
| | 特定高齢者施策 | はつらつシニアプログラム (通所型介護予防事業) | 運動プログラム | 延べ人数 | 4,599 | 179,088 |
| | | | 口腔ケア・栄養改善プログラム | 延べ人数 | 2,824 | 38,570 |
| | | 脳力向上プログラム(認知症予防事業) | | 延べ人数 | 2,109 | 43,200 |
| | | 訪問型介護予防 | | 延べ人数 | 402 | 28,760 |
| その他事業 | 高齢者食事サービス事業 | | 食 | 510,431 | 1,181,000 | |

※ 地域包括支援センターは、地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームに設置しています。

(3) 介護保険外サービスの実施状況

| 事業等の種類 | | 20年度実績 | 20年度見込量 |
|-------------------------------|------|---------|---------|
| 在宅生活支援ホームヘルプ | 時間 | 71,997 | 136,645 |
| 高齢者日常生活用具給付(紙おむつ) | 延べ月数 | 26,253 | 66,103 |
| 高齢者あんしん電話 | 台 | 2,988 | 4,202 |
| 高齢者等住環境整備事業 | 件 | 117 | 430 |
| 訪問理美容サービス | 回 | 5,428 | 8,762 |
| 外出支援サービス | 回 | 23,842 | 20,140 |
| 寝具乾燥 | 回 | 849 | 1,292 |
| 在宅重度要介護者家庭援護金 | 人 | 25 | 100 |
| 個別健康教育 | 人 | 509 | 1,000 |
| 集団健康教育 | 回 | 5,704 | 9,468 |
| 重点健康相談 | 回 | 806 | 432 |
| 総合健康相談 | 回 | 385 | 3,160 |
| 健康検査 | 人 | 29,319 | 41,000 |
| がん検診 | 人 | 300,984 | 335,200 |
| 機能訓練(中途障害者地域活動センター運営費補助事業を含む) | 人 | 63,224 | 85,908 |
| 自立支援ホームヘルプ | 時間 | 1,065 | 26,860 |
| 認知性高齢者への支援(家族教室) | 回 | 84 | 120 |
| 認知症高齢者への支援(高齢者保健福祉相談) | 人 | 270 | 330 |
| 生活支援ショートステイ | 日 | 421 | 635 |
| 地域型在宅介護支援センターの設置・運営 | か所 | 124 | 118 |
| 基幹型在宅介護支援センターの設置 | か所 | 18 | 18 |
| 地域ケアプラザの整備 | か所 | 112 | 115 |

| | | | |
|----------|----|-----|------|
| 老人福祉センター | か所 | 18 | 18 |
| 養護老人ホーム | か所 | 6 | 現状程度 |
| | 床 | 635 | |
| 軽費老人ホーム | か所 | 5 | 現状程度 |
| | 床 | 250 | |
| ケアハウス | か所 | 6 | 396 |
| | 床 | 396 | |

(4) 介護保険施設等の整備状況

| 施設の種類 | | 20年度実績 | 20年度目標量 |
|----------------------|-----------|--------|---------|
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※ | 年度末竣工数(床) | 10,800 | 11,507 |
| 介護老人保健施設 | 年度末竣工数(床) | 8,715 | 9,690 |
| 介護療養型医療施設 | 年度末竣工数(床) | 902 | 1,361 |
| 認知症高齢者グループホーム | 年度末竣工数(床) | 4,259 | 4,898 |
| 特定施設(有料老人ホーム等) | 年度末竣工数(床) | 9,301 | 10,354 |

※小規模特別養護老人ホームを含む。